

豊田市シティプロモーション推進業務委託仕様書

豊田市シティプロモーション推進業務委託に関する契約の締結に際し、委託業務を円滑かつ効果的に行うため、本委託業務の遂行に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1 業務の目的

本業務は、本市の施策・事業等のプロモーションを戦略的に展開することで、本市魅力の認知向上を図るとともに、シティプロモーション方針を策定し、交流・関係・定住人口の増加に向けた行動変容及び市民の愛着・誇りの醸成につながる取組の方向性を定めることで、『持続可能なまち』の実現に資することを目的とする。

2 委託期間

委託期間の開始日から令和8年3月23日（月）まで

3 業務体制・総括管理

- (1) 本業務を効果的かつ円滑に行えるような業務実施体制を構築するとともに、進捗管理や関係事業者との調整を行うこと。
- (2) シティプロモーション及び広告宣伝等に関する専門的知見やネットワーク等を持った人材（以下「専門人材」という。）を配置すること。

4 委託業務内容

業務の内容は以下（1）から（4）のとおりとする。ただし、特定された事業者との協議により、内容は変更することがある。

(1) プロモーションの実施

現在本市が設定しているターゲット（市内外在住の15～39歳の日本人）を対象に、「遊び」「子育て」に関連する本市の施策や事業等の認知向上に向けたプロモーションを以下のとおり実施すること。

ア 他市に比べ優位性がある施策、特徴や魅力のある事業やイベント等で、訴求することにより本市のブランド価値向上につながるものを合計6件以上選択し、プロモーションを行うこと。なお、プロモーションを行う施策や事業の内容、打ち出し方等については、委託者と協議の上決定するものとする。

イ ターゲット、施策や事業等の内容を踏まえ、効果的なプロモーション手法を提案すること。また、できる限り新たな発想や視点を取り入れた斬新なプロモーションを提案し、実施すること。

ウ 実施するプロモーションについて、適切な重要業績評価指標を設定し、効果測定を行うこと。

(2) シティプロモーション方針の策定

本市のシティプロモーション方針（「以下、「方針」という。）を策定する。方針は令和8年度から4か年程度のシティプロモーションの取組の方向性等を示すものとし、A3用紙両面程度にまとめること。方針策定に当たっては、以下の取組を必須とする。また、上記（1）で実施するプロモーションの結果を反映させること。

ア 方針を策定するために必要な調査及び分析、本市のブランド力の向上に向けた課題の洗い出しと整理

イ シティプロモーションを推進するうえで達成すべき重要目標達成指標及び重要業績評価指標の設定

ウ 主要ターゲット及びコミュニケーションコンセプトの設定

エ 目標達成に必要なプロモーション手法等の提案

（3）専門人材の活用

本委託業務全般について、継続的に助言を受けられるようにすること。加えて、本市の組織全体のプロモーション力の強化を図るため、専門人材を招聘し、市職員等を対象とした研修及び相談会等の機会を3回以上設けること。

（4）実績報告書の作成

上記（1）から（3）の実施内容をまとめ、報告書を作成すること。

5 業務実施過程

（1）打合せ

ア 受託者は、契約締結後速やかに業務の内容、日程等について委託者と協議すること。

イ 本委託の打合せ協議は、初回（業務着手時）、最終（成果品納品時）のほか、月1回程度打合せを行う。また、随時電子メールでの指示等により、市担当者との連絡調整を十分行うものとする。

ウ 受託者は打合せ後速やかに打合せ記録を作成し、委託者へメールにて提出すること。

エ 原則、豊田市役所庁舎内で対面により行うものとするが、委託者が認めた場合は、オンライン形式での対応も可能とする。

オ 初回及び最終（成果品納入時）の打合せは原則対面とし、業務担当責任者が必ず出席すること。

（2）計画等の変更

プロポーザル時の提案における計画やデザイン等について、実効性のあるプロモーションを実施するために変更・修正をする場合は協議のうえ、委託者の修正指示に応じること。

（3）承認

受託者は、本業務の遂行に当たって逐次委託者の承認を得ること。

6 再委託

- (1) 業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) この業務における「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画、業務遂行管理をいう。
- (3) コピーや資料の収集、収集資料の整理、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務に当たらない軽易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。
- (4) 上記(2)、(3)の業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

7 成果物の提出

- (1) 成果物
 - ア シティプロモーション方針 紙5部及び電子データ(PDF)
 - イ 実績報告書 紙5部及び電子データ(PDF)
- (2) 納入場所
豊田市シティプロモーション戦略課(南庁舎2階)
- (3) 納入期限
令和8年3月23日(月)

8 著作権等

- (1) 当業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き委託者に帰属させることとし、委託者の承諾なく他に公表又は貸与、使用してはならないものとする。
- (2) また受託者は、当業務にかかる著作権を委託者に帰属させることに支障のないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
- (3) 委託者は受託者に断りなく、また費用が発生することなく、納品物の加工を行い、豊田市刊行物等に掲載し発行することができるものとする。
- (4) 当業務の完了後、デザインの使用に伴って万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。

9 その他

- (1) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和11年度までのシティプロモーション業務委託を、本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の

内容を変更する場合がある。

- (2) 業務完了後といえども、受託者の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに訂正補正等の処理をするものとする。
- (3) 関係者等との連絡調整や撮影先等の手配など、当業務遂行に当たり必要となる一切の手続き及び費用負担は原則として受託者が行うこと。ただし、市の関係者や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上調整方法を決定するものとする。
- (4) 本委託の実施に当たり疑義が生じたとき又はこの仕様に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるものとする。